

BSE対策に関する調査結果(平成30年9月末日分)

平成 3 1 年 3 月

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超(平成25年4月)、さらに48か月齢超(平成25年7月)とした。このため、特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)や検査対象月齢(48か月齢超)による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した(平成25年2月、同年6月、平成27年3月)。更に、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査が廃止となり、分別管理については特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)及びBSEスクリーニング検査を実施した病畜が対象となった。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的実施している。

2 調査結果

	平成30年 9月末	平成29年 9月末
1 調査対象施設	139 施設	139 施設
牛のみのと畜場数	75 施設	75 施設
牛及びめん山羊のと畜場数	57 施設	60 施設
めん山羊のみのと畜場数	7 施設	4 施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)のみを使用していると畜場数	123 施設	121 施設
(2)スタンガン及びと畜ハンマーを併用していると畜場数	6 施設	8 施設
(3)と畜ハンマーのみを使用していると畜場数	3 施設	6 施設
(4)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設	0 施設
3 月齢による分別管理について		
(1)分別管理を行っている月齢		
① 30か月齢以下、30か月齢超に区分し、分別管理している	66 施設	69 施設
② 全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている	66 施設	66 施設
(2)分別管理の方法		
① 曜日等、日によって分別管理している	3 施設	2 施設
② 時間によって分別管理している	8 施設	13 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	40 施設	40 施設
⑤ その他	15 施設	14 施設
4 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について		
① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	8 施設	8 施設
② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	19 施設	22 施設
③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	20 施設	17 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部を食品として使用していない	85 施設	88 施設
(2) ① 30か月齢超の牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	130 施設	134 施設
② 30ヶ月齢超の牛を受け入れていない	2 施設	1 施設

5 舌扁桃の除去について		
(1)左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	9 施設	11 施設
(2)最後位有郭乳頭から舌根側にかけて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	91 施設	93 施設
(3)その他	32 施設	31 施設
6 牛の特定部位の焼却について (重複を含む)		
(1)と畜場内の施設で焼却している	24 施設	25 施設
(2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	30 施設	31 施設
(3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	11 施設	14 施設
(4)専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	50 施設	52 施設
(5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	18 施設	14 施設
7 文書の作成等に関すること		
(1)特定部位の処理に係る点検及び確認並びに記録について		
①SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	139 施設	139 施設
②SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
③SSOPを定めていない。	0 施設	0 施設
(2) SSOPに関して不備等があり見直しを指導した施設 (9に再掲)	0 施設	2 施設
8 HACCPに関すること		
(1) HACCPによる衛生管理を行っている施設数 (注:BSE以外の衛生管理項目も含む)	69 施設	52 施設
(2) 月齢による分別管理・特定部位の取扱いをHACCPプランのCCPとして管理している施設	2 施設	1 施設
9 指導に関すること		
(1) 平成29年10月1日～平成30年9月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設	4 施設	2 施設
(2) (1)で指導した内容について		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 回腸遠位部をきちんと2m測って処理すること。 ○ 回腸遠位部の適切な除去、専用袋への収納及び焼却までの管理の徹底をすること。 ○ SSOPを遵守するよう従業員教育をすること。(脊髓吸引が不十分なため、脊髓が白物コンベアに落下した。) ○ 30ヶ月以上の牛のスタンニング孔を脳汁漏出防止栓で塞いでいなかったため、塞ぐこと。汚染を除去・防止する改善措置を実施すること。 		

18 BSE対策に関する調査結果(平成31年4月30日時点)

1 調査対象施設	137 施設
牛のみのと畜場数	74 施設
牛及びめん山羊のと畜場数	56 施設
めん山羊のみのと畜場数	7 施設
2 通常の牛のスタンニング方法	
(1)スタンガン(とさつ銃)のみを使用していると畜場数	121 施設
(2)スタンガン及びと畜ハンマーを併用していると畜場数	6 施設
(3)と畜ハンマーのみを使用していると畜場数	3 施設
(4)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設
3 月齢による分別管理について	
(1)分別管理を行っている月齢	
① 30か月齢以下、30か月齢超に区分し、分別管理している	68 施設
② 全ての牛の頭部、脊髄を特定部位として取り扱っている	62 施設
(2)分別管理の方法	
① 曜日等、日によって分別管理している	2 施設
② 時間によって分別管理している	10 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	43 施設
⑤ その他	13 施設
4 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について	
(1)30か月齢以下の牛の頭部の処理の方法	
① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	8 施設
② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	18 施設
③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	21 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部を食品として使用していない	83 施設
(2) ① 30か月齢超の牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	129 施設
② 30ヶ月齢超の牛を受け入れていない	1 施設

5 舌扁桃の除去について	
(1)左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	8 施設
(2)最後位有郭乳頭から舌根側にかけて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	91 施設
(3)その他	31 施設
6 牛の特定部位の焼却について (重複を含む)	
(1)と畜場内の施設で焼却している	24 施設
(2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	35 施設
(3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	12 施設
(4)専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	44 施設
(5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	18 施設
7 文書の作成等に関すること	
(1)特定部位の処理に係る点検及び確認並びに記録について	
①SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	137 施設
②SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設
③SSOPを定めていない。	0 施設
(2) SSOPに関して不備等があり見直しを指導した施設	0 施設
8 HACCPに関すること	
(1) HACCPによる衛生管理を行っている施設数 (注:BSE以外の衛生管理項目も含む)	76 施設
(2) 月齢による分別管理・特定部位の取扱いをHACCPプランのCCPとして管理している施設	1 施設
9 指導に関すること	
(1)平成30年10月1日～平成31年4月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設	2 施設
(2) (1)で指導した内容について	
○ 月齢30ヵ月超の牛の延髄切断時には、専用ナイフを使用すること。	
○ 特定部位を保管する容器に、特定部位専用であることを明示すること。	

輸入牛肉のBSE対策の現状

BSE発生国への対応

(年度)

国名	OIEリスクステータス	H17	～	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
米国	無視できる											
カナダ	管理された											
フランス	管理された											
オランダ	無視できる											
アイルランド	管理された											
ポーランド	無視できる											
ブラジル	無視できる											
ノルウェー	無視できる											
デンマーク	無視できる											
スウェーデン	無視できる											
イタリア	無視できる											
スイス	無視できる											
リヒテンシュタイン	無視できる											
オーストリア	無視できる											
英国	無視(NI, S) 管理(W, E)											

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること()等

アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下()、R1年5月から月齢制限無し()

アイルランドはR1年5月から月齢制限無し()

オランダはH27年6月まで12か月齢以下()、ブラジルは48か月齢以下()

NI: 北アイルランド、S: スコットランド、W: ウェールズ、E: イングランド

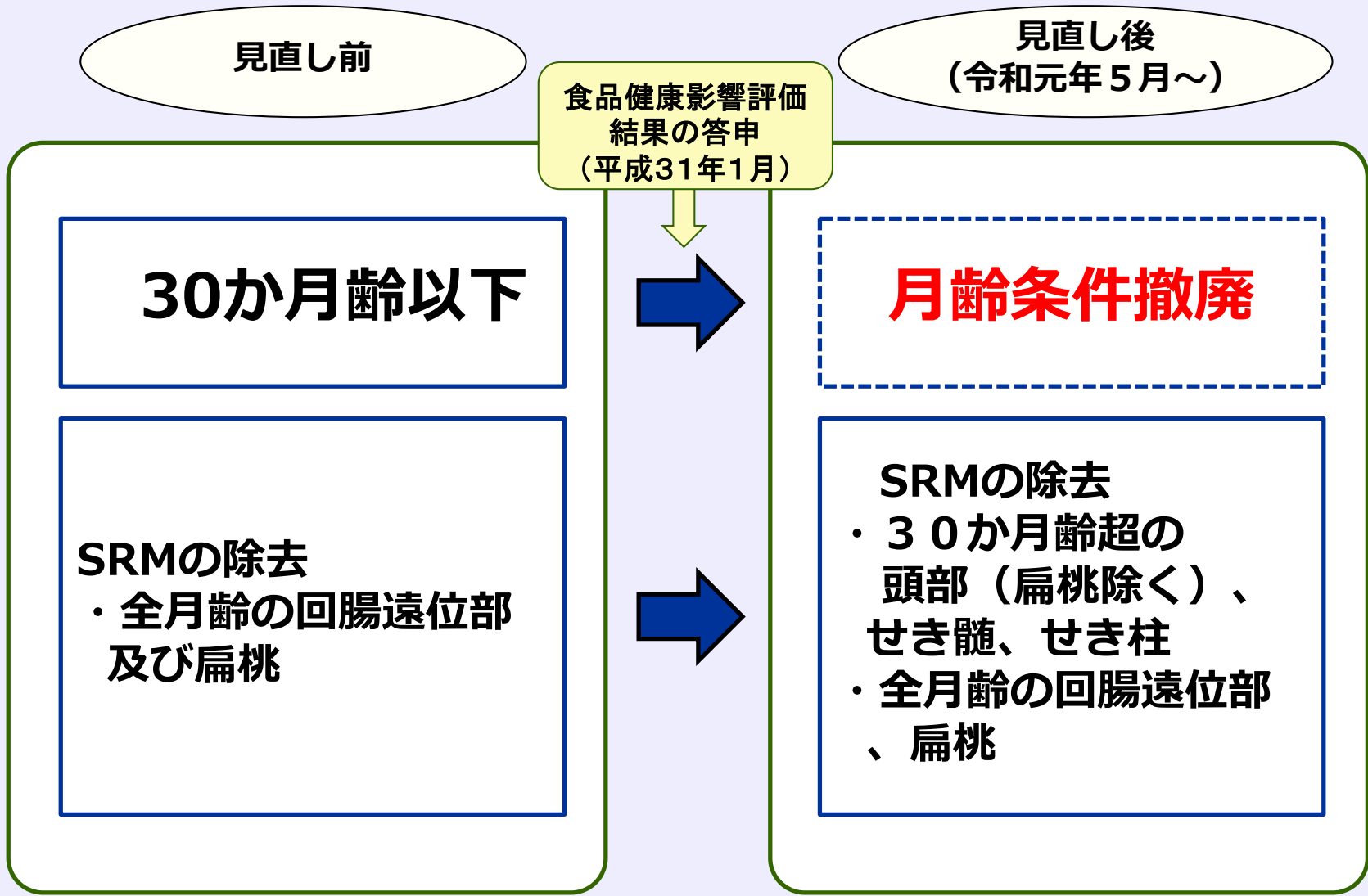
※ 平成29年3月 フランスからのめん羊肉等の輸入を再開

※ 平成30年7月 米国からのめん羊及び山羊の肉等の輸入を再開

※ 平成31年1月 英国からのめん羊肉等の輸入を再開



■ 輸入月齢条件の見直しについて(米国、カナダ、アイルランド)



輸入牛肉のBSE対策に係る 定期報告

各国輸入実績

国名	品目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		総計	
		届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)
フランス	肉	322	127	351	217	384	311	397	152	354	121	372	69	126	22	2,306	1,018
	内臓	424	9	402	18	385	6	490	79	468	101	406	22	138	16	2,713	251
フランス 集計		746	136	753	235	769	317	887	231	822	222	778	91	264	38	5,019	1,269
オランダ	肉	10	9	18	26	26	117	63	113	38	73	14	38	11	12	180	389
	内臓	12	16	10	14	10	11	59	177	52	284	49	270	24	173	216	945
オランダ 集計		22	25	28	40	36	128	122	290	90	357	63	308	35	186	396	1,333
ポーランド	肉			10	45	34	648	28	229	39	638	59	556	58	867	228	2,983
	内臓			3	0	3	0	69	504	79	737	93	893	80	484	327	2,619
ポーランド 集計				13	45	37	648	97	733	118	1,375	152	1,449	138	1,352	555	5,602
ブラジル	肉															0	0
	内臓															0	0
ブラジル 集計																0	0
ノルウェー	肉	3	4	1	1					1	4					5	9
	内臓	35	98	33	99			4	12	13	58	8	38	9	33	102	337
ノルウェー 集計		38	102	34	100			4	12	14	62	8	38	9	33	107	346
デンマーク	肉							13	8	15	45	5	12			33	65
	内臓							35	121	20	120	21	168	12	84	88	493
デンマーク 集計								48	129	35	164	26	180	12	84	121	558
スウェーデン	肉															0	0
	内臓															0	0
スウェーデン 集計																0	0
イタリア	肉							34	13	136	59	197	53	83	19	450	145
	内臓							56	45	154	199	231	222	110	218	551	684
イタリア 集計								90	58	290	259	428	275	193	237	1,001	829
スイス	肉															0	0
	内臓															0	0
スイス 集計																0	0
リヒテンシュタイン	肉															0	0
	内臓															0	0
リヒテンシュタイン 集計																0	0
オーストリア	肉											16	25	12	9	28	35
	内臓											33	90	21	78	54	168
オーストリア 集計												49	115	33	87	82	202
英国	肉											3	0	29	299	32	299
	内臓													19	25	19	25
英国 集計												3	0	48	324	51	324

※集計期間：平成25年4月1日～平成31年3月31日（確定値）、平成31年4月1日～令和元年8月31日（速報値）。ただしポーランドは平成26年8月1日、ブラジルは平成27年12月21日、デンマークは平成28年2月2日、スウェーデンは平成28年2月26日、イタリアは平成28年5月2日、スイス及びリヒテンシュタインは平成28年7月5日、オーストリアは平成29年9月29日、英国は平成31年1月9日以降。ノルウェーは平成25年4月1日～平成27年1月29日、平成28年2月2日以降。



輸入条件不適合事案(平成30年4月1日以降)

令和元年10月15日現在

フランス

	施設名	判明日	解除日	不適合の内容
1	GRUPE BIGARD - ABATTOIR DE CASTRES	H30.6.25	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入
2	GRUPE BIGARD	H30.6.25	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入